

昭和四七年一月五日起案

昭和四七年一月七日決裁

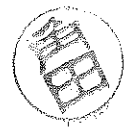
主査

早坂

第一部長

参事官

長官



参事官補



次長



総務主幹



集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求あり

に標記の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを

同委員会に提出して了解しむ。

御高裁を仰ぎます。

(備考)

外務省と協議済である。

參議院決算委員會要求書資料

集團的自衛權と憲法との關係

昭和二十一年十月十四日
內閣法制部
昭和二十一年十月十四日

(參、決、本(昭、聖、九、一、四)に於ける水口謙復要次の要旨)

國際法上、國家は、^(空持等)、わが國と集團的自衛權を有する、自

國と連帶關係にある外國に對する武力攻撃を、自國の直

接攻撃と見られていないにかかわらず、實力をもつて阻止すること

が正当化されること地位を有してゐるものと見られており、

國際連合憲章第三一條、日本國との平和條約

下472
297

第五條(C)、日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全

保障條約前文並びに日本國とソヴィエト社會主義共和國

(連邦)

國との共同宣言の第二段の規定は、この國際法の原則

口際法上

を宣明したものと認められる。そして、わが國が右の集團

主権

的自衛権を有していることは、國家である以上、当然と

いはなければならぬ。

ところで、政府は、從來から一貫して、わが國は國際法

（い）わゆる

上集田的自衛権を有しているとしても、国家の発動として

これを行使することには、憲法の容認する自衛の措置

の限界をこえるものであつて許されはいたりの立場にたつ

てゐるが、これは次のようには考へるに基づくものである。

（は）
（お）ける

憲法第九條は、同條に、わゆる戦争を放棄し、

わゆる戦力の保持を禁止してゐるが、前文において「

全在界の国民が、平和のうちに生存する権利を有する

にあり

ことを確認し、また、第一三条から生命、自由及び幸福

福追求に対する国民の権利については、……、国政の上で、

最大の尊重を必要とする。……、これを定めて、……、から

も、

わが国がみずかりの存立を全うし、

民が平和のうちに生存することまでも放棄して、……、
……、これは明らか

自国の平和と安全を維持しその存立を全うする

ために必要な自衛の措置をとることを

禁じてゐると

トウコト

は解されたない。しかしながら、だからといって、平社主義を

その基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を

無制限に認めているとは 解されたないのでありて、それ

は、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由

及び幸福追求の権利が根底からくつがえされること

急迫、不正の事態に対処し、 国民のこれら

利を守るための止むを得ない措置としてはじめて発認

(されるものであるから、)

その措置は、右の事態を排除するためとされる(必要最小)

限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば

は、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許される

のは、わが国の領土又は国威に対する急迫、不正の

侵害に對処する場合に限られるのであり、したがって、他

國に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容

いわれる

とする(集団的)自衛権の行使は、憲法上許されること

わが
を
得
字
。